第八条第一項第六号中「分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時のイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額」を「当該適格分割型分割に係る分割法人の資本金等の額につき第十五号の規定により計算した金額に相当する金額」に、「帳簿価額をいう。」を「帳簿価額とする。」及び当該法人が有していた当該分割型分割（第四条の三第六項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価分割（同項第二号イ又はハに掲げる関係があるものに限る。）に該当する適格分割型分割に限る。）に係る分割法人の株式に係る法第六十一条の二第四項に規定する分割純資産対応帳簿価額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第七号中「帳簿価額をいう」を「帳簿価額とする」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「株式交換により移転」を「株式交換（適格株式交換に該当しない第四条の三第十四項第一号に規定する無対価株式交換を除く。）により移転」に、「をいう」を「とする」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「（適格分割型分割を除く。以下この号において同じ。）の日の前日の属する事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）」を「の直前」に、「（期末時」を「（当該直前」に、「、期末時」を「、当該直前」に改め、「計算した金額（」の下に「当該分割型分割が適格分割型分割でない場合において、」を加え、「場合には、その」を「ときは、その」に改め、同号イ中「期末時」を「当該分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度（当該分割型分割の日以前六月以内に法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した中間申告書又は連結中間申告書を提出し、かつ、その提出した日から当該分割型分割の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係るこれらの規定に規定する期間）終了の時」に改め、「（当該分割型分割に基因して第九条第一項第六号に掲げる金額が生じた場合には、当該金額に相当する金額を含む。）」を削り、「減算した金額」の下に「（当該終了の時から当該分割型分割の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号又は第六号（利益積立金額）に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）」を加え、同号ロ中「期末時」を「当該分割型分割の直前」に改め、「（当該分割型分割に基因して第九条第一項第六号に掲げる金額が生じた場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該分割型分割により移転をしたものに対応する部分の金額を含む。）」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「計算した金額（」を「計算した金額をいい、」に、「価額の合計額を」を「価額（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額を」に、「）をいう」を「とする」に改め、同号イ中「（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）及び「（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）を削り、「増加し又は」を「増加し、又は」に、「加算し又は」を「加算し、又は」に改め、同号ロ中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第二十号中「定める金額（」を「定める金額をいい、」に改め、「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）」を加え、「）をいう」を「とする」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十一号中「及び法第二十四条第二項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされた場合のその株式割当等による取得」を削り、「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改め、同号イ中「又は第二十五号」を「、第二十五号又は第二十六号」に改め、同号ロ中「又は第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）」を「、第百二十三条の五の五（適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額）」に、「同項」を「第百二十三条の三第四項」に、「又は第百二十三条の五に」を「、第百二十三条の五に」に改め、「金額）」の下に「又は第百二十三条の六第一項に規定する帳簿価額」を加え、同号を同項第十八号とし、十九　法第二十四条第一項各号に掲げる事由（法第六十一条の二第二項の規定の適用がある合併及び同条第四項に規定する金銭等不交付分割型分割を除く。以下この号及び第六項において「みなし配当事由」という。）により当該法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合（法第二十四条第一項第三号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあつては、その交付を受けた時において当該他の内国法人の株式を有する場合に限る。）又は当該みなし配当事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）の当該みなし配当事由に係る同項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額及び当該みなし配当事由に係る法第六十一条の二第十六項の規定により同条第一項第一号に掲げる金額とされる金額の合計額から当該金銭の額及び当該資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、第百二十三条の六第一項の規定により当該資産の取得価額とされる金額）の合計額を減算した金額（当該みなし配当事由が法第二十四条第一項第一号に掲げる合併である場合の当該合併に係る合併法人にあつては、零）

第八条第二項中「前項第二十号ロ」を「前項第十七号ロ」に、「第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第十一号まで」に、「同項第十六号、第十七号及び第十九号から第二十一号まで」を「同項第十五号から第十九号まで」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第十六号及び第十七号」を「前項第十五号」に改め、同条第三項中「法人が自己を」を「第一項の法人を」に改め、「株式移転（」の下に「第四条の三第二項第一号に規定する無対価合併、同条第六項第一号に規定する無対価分割及び同条第十四項第一号に規定する無対価株式交換を除く。」を加え、「を行つた場合（当該法人が」に、「第九号まで、第十一号又は第十二号」を「第十一号まで」に改め、同条第五項中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第十六号又は第十七号」を「第一項第十五号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　二以上の種類の株式を発行する法人が第一項第十九号に規定する場合に該当する場合には、同号のみなし配当事由に係る同号に掲げる金額を当該法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式及び償還株式を除く。）の当該みなし配当事由が生じた時の直後の価額の合計額で除し、これに各種類の株式ごとにその種類の株式（自己が有する自己の株式及び償還株式を除く。）の当該直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、それぞれその種類の株式に係る第二項の種類資本金額から減算する。

第八条第三項の次に次の一項を加える。

4　二以上の種類の株式を発行する法人を合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人とする第四条の三第二項第一号に規定する無対価合併に該当する適格合併、同条第六項第一号に規定する無対価分割に該当する適格分割又は同条第十四項第一号に規定する無対価株式交換に該当する適格株式交換（以下この項において「無対価適格合併等」という。）が行われた場合には、当該無対価適格合併等に係る第一項第五号から第七号まで又は第十号に掲げる金額を当該法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式及び償還株式（法人が次に掲げる株式及び次に掲げる株式以外の株式を発行している場合における次に掲げる株式をいう。以下この項及び第六項において同じ。）を除く。）の当該無対価適格合併等の直後の価額の合計額で除し、これに各種類の株式ごとにその種類の株式（自己が有する自己の株式及び償還株式を除く。）の当該無対価適格合併等の直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、それぞれその種類の株式に係る第二項の種類資本金額に加算する。